

鳥取県新型コロナウイルス対策向け 地域経済変動対策資金

対象となる
中小企業等

地域経済変動対策資金「令和元年度国際経済変動」の借入れをされる中小事業者のうち、**新型コロナウイルスによる影響を受けた方**

県内で事業を営み、次のいずれかに該当する中小事業者等

令和3年9月30日(木)
保証申込分まで延長

融資対象者

ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者

イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少の見込まれる者

ウ 最近1か月間に決済した輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5%以上の損失を受けている者

エ 最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ5%以上減少している者

オ 最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5%以上の減少が見込まれる者

カ 為替の急激な変動、需要減少等の世界経済減速による影響に対応するための新規需要獲得や生産投資等、事業再構築を実施する者

キ 最近1か月間の売上総利益率（売上総利益（損失）÷売上高）又は営業利益率（営業利益（損失）÷売上高）が前年同月と比べ減少している者

ク 最近1か月間の売上高等が、最近1か月間を含む最近3か月間の平均売上高等に比べ5%以上減少している者（創業後1年を経過していない者、一部の事業のみ売上減少している者を含む）

令和2年6月15日から借換対象資金に再生支援資金、経営体質強化資金、経営再生円滑化借換特別資金等を追加

【お問合せ先】

鳥取県商工労働部企業支援課（電話）0857-26-7453（ファクシミリ）0857-26-8117